

平成19年度における温室効果ガス等の排出 の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月17日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの環境配慮型契約の本格的な実施に向け、体制の検討を開始した。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構における環境配慮契約を推進するための体制について検討を開始した。
- 電気の調達については、平成20年度から環境配慮契約を実施できるよう、機構内の関係部署に対して周知した。
- 環境配慮契約を推進するため、環境省主催の説明会に参加するなど情報収集を実施した。